

第 1 3 回世田谷区農業委員会総会

日：令和6年8月29日（木）

場所：三軒茶屋しゃれなーどホール オリオン

第13回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和6年8月29日（水）午後3時から

開催場所：三軒茶屋しゃれなードホール オリオン

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、本橋延隆、森安一、吉村喜代隆、植松智、長島丈、矢藤茂、細井誠一、高橋哲也、高橋拓司、後藤宏、清水希悦、荻部嘉也、井出孝行、池田鏡一、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：高橋光正

出席の職員：事務長 梅原文、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、主事 下田亮太

会議次第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案の審議

(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について

- ・農地法第3条について 【該当なし】

(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について

- ・農地法第4条について 【該当なし】
- ・農地法第5条について 【該当なし】

(3) 第3号議案 その他の事項について

- ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
- ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- ・特定農地貸付法に基づく承認申請について

5. 協議事項

(1) 令和6年10月の総会日程（案）について

(2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について

(3) 一般社団法人東京都農業会議『第64回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦について

6. 報告事項

(1) 内田農業振興会令和6年度『農業功労者表彰』候補者の推薦について

(2) 令和6年度農地管理推進月間について

(3) ふれあい農園「リンゴのもぎとり」の開催について

7. その他

8. 閉会

○事務局 ただいまより第13回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

それでは初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第3号議案の資料がNo.1、No.2、No.3、No.4となります。協議事項の資料といたしましては、No.5、No.6、No.7、報告事項の資料はNo.8、No.9となっております。また、当日配付資料といたしまして、農業経営の法人化と農地の貸借雇用の活用研究会のご案内、東京都農業会議情報をお配りしております。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から始めさせていただきます。穴戸会長、よろしくお願いいたします。

○穴戸会長 (会長挨拶)

議事に入る前に、本日は高橋光正委員が欠席ですが、総会が成立することをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、細井誠一委員、長島丈委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次第4の協議の審議に入ります。

(3)の第3号議案その他の事項について上程いたします。

今月は、相続税納税猶予に関わる適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っていく旨の証明願が5件、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願が1件、特定農地貸付法に基づく承認申請について3件を審議いたします。

まずは初めに、相続税納税猶予に関わる適格者証明願について1件を審議いたします。

事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願につきまして、租税特別措置法の規定により相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するものでございます。

資料No.1をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○穴戸会長 この件について調査されました高橋光正委員は欠席ですので、事務局から調査結果の報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、高橋光正委員よりいただきました調査結果の報告を代読させていただきます。

(事務局より、委員の調査報告を代読)

○穴戸会長 この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で相続税の納税猶予に関わる適格者証明願についての審議を終わります。

次に、引き続き農業経営を行っていく旨の証明書願についての5件を審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました長島丈委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○長島委員 (委員より、調査内容について報告)

○穴戸会長 報告された写真(該当農地を投影したもの)ですけれども、果実を生産していると、どうしても乾燥を防ぐためなど、草は多少生やしている人が多いです。これをどう処理しているかが問題だと思うんです。ですから、背丈近くまで伸ばして全然草を刈っていないというのは問題だと思いますが、これは乾燥を防ぐためとか、そういうものに使っている部分は多少大目に見ても良いかと。うちの近くの農家さんもバラとか果実を生産しているんですけれども、毎日草を取っているんですが、やっぱり草を全部撤去していないから雨が降るとすぐ出てくるんですね。そのたびに刈っていても、伸びているときにこのような調査があるとやっぱり指摘されるというのはよく言われるんですが、多少そういうところも加味して見ていただけたらと思います。

それでは、この件についてご質問がございましたら、お願いいたします。

○高橋(拓)委員 この写真を見ますと、対面じゃないけれどもうまく間に、全部植えろ

というのは、枝が伸びたりすることを考えるとちょっときついと思うんです。でも、空き過ぎではないのかなと考えていくと、マンションに近い部分は無理としても、手前側のところにあってもいいのかなと、そこら辺はもうちょっと考えていただいていいのかなと思います。

○穴戸会長 先程長島委員もからお話しがございましたけれども、隙間が空いているようなところに果樹を植えていただくように指示されたということですね。

○長島委員 そう言っておきました。

○穴戸会長 その方向性で指摘していくことが重要だと思います。

○羽田委員 壁みたいなのは何ですか。

○長島委員 外環道です。

○植松委員 この写真だけ見てもよく分からないと思うんですけれども、ミカンですよ。

○長島委員 ミカンです。

○植松委員 ミカンの木が結構生い茂っているというか、そういう伐採、枝詰めとかもやっていかなければいけないと思うし、やはり長島委員が言うように、間に小さい苗木を植えたほうがいいのか。奥まっているということなので、人の目につかないということみたいですが、納税猶予を受けていますから、下草の方はそれくらいでいいのかなと思いますけれども、空いているところがあるのかな。気になります。

以上です。

○穴戸会長 農業委員会の方も、今、長島委員が言われたように、空いているところに新しく果樹を植えるような形をこれからも進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○真鍋委員 証明書を出すか出さないかということですが、今の説明で、こういうことをやってもらうことを条件として、付して賛成するというなら分かるんですが、今ここでゼロか100かみたいにやっていいのか、決め方が分からない。そうしてもらうなら賛成しますという形でいいんですか。今日の採決の仕方について、ちょっと整理してもらって、そうやって諮ってもらえれば、手が挙げやすいです。

○穴戸会長 調査したときに指摘して、それはやりますという話ですよ。

○長島委員 はい。

○穴戸会長 ですから、畑を改善するという形で農業委員会としてはお受けして、それができる状態ということで賛成ということで、受けていただいて、それをまた次に調査に行

くときに、現状がどうなっているかはそのときの農業委員会でかけさせていただくということで。まずは原状回復するということで、それに対して、賛成か反対で協議いただければと思います。よろしいでしょうか。

○真鍋委員 はい。

○穴戸会長 それでは、今の説明も含めまして、証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、そのような方向性で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局 では、証明書を発行するときも、事務局から申請者に今の指導内容をいま一度付言いたしますので、よろしくお願いいたします。

○穴戸会長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、2件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて。

(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

○穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。

○池田委員 1か所、生産緑地の看板が見えないので、事務局から指摘をいたしました。

○穴戸会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて。

(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 それでは、この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(哲) (委員より、調査内容について報告)

○穴戸会長 ありがとうございます。ご意見をいただくのですが、この証明書を発行しなくてはいけない期間はいつですか。

○事務局 発行自体は、ここで承認されましたら明日以降発行してまいります。

○穴戸会長 原状回復しなくてはいけないわけですよね。それは、先ほどと同様ですけれども、原状回復するという約束で証明書を発行するわけですが、その期限というのは、何か定めは。

○事務局 今、高橋哲也委員から、農地パトロールの最終日までの期限を切ってというお話がございましたので、証明書は承認をいただければもちろん発行はいたしまして、渡す際に再度指導をするのと、我々も、農地調査に回りますので、そこでも見せていただきます。最終的に、高橋哲也委員にまた確認をいただけると一番よいかと思っております。

○穴戸会長 それでは、説明させていただきましたが、今の話の中で、原状回復するという条件つきで審議させていただきますが、それで賛成をいただける方は、挙手をよろしくをお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、これもまた調査しながら……。

○池田委員 もう1度、写真を撮ってきてもらいたいです。きれいになっているか、いなか。

○高橋(哲)委員 10月に農業委員会で報告するときには、写真を区の方と、もしくは私が撮ってきて区の方に流しますので、こうなったよという使用前、使用后じゃないですけども、報告するのがいいと思います。

○穴戸会長 そうですね。では、そのように進めさせていただき、証明書は発行することにいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、4件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、4件目でございます。資料2-4をご覧ください。第3号議案引き続きの農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容について説明）○穴戸会長 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○高橋（拓）委員 （委員より、調査内容について報告）

○穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 高橋拓司委員のおっしゃるとおりだと思ったんですけども、作物を自家消費ということですが、やっぱり趣旨としては、地域の方やみんながその土地（農地）は必要だな、おいしいものができるなみたいになってもらいたいとみんな思っていると思うんですよ。

○高橋（拓）委員 それプラス直売だったり何かしら、例えばコインロッカー方式で販売するなり、やり方というのはあると思うんですね。だから、そういうところはお話をして、委員の皆さんが申しておりますが、農地パトロールがありますので、再度、そういうところはきちっと確認をして指導していきたいと思っております。

○真鍋委員 委員の指摘について、先方はどうだったんですか。

○高橋（拓）委員 先方は、非常にご高齢ということもあって、1人というのがありますし、農業はやりたいという意向はあるんですが、その辺のところもこれからいろいろお話を伺いながら、指導できるところを指導してやっていきたいなというふうに思います。

○井出委員 今のような農園は私の方にもありまして、やはりボランティアとして手伝っているんだという人もかなりいるわけですね。本人が高齢であまりできなかったり、いろいろな事情があってできない場合もあるんですけども、そういうときのくくりというのはないんです。どういうふうにしていったらいいのか難しいですよ。皆さんが手伝っているわけですよ。だから、販売はしていないですよ。でも、それが駄目だとなれば、今度、ボランティアさんもいなくなっちゃうというか、今区でもボランティア制度があって、養成してどんどん進めているわけです。そうすると、そういう農園も増えるんじゃないかと思うんですね。本人があまりやらなくても一応やっていけるみたいな体制、区民が応援すると。でも、今の納税猶予云々だと、本人がやらなければいけない部分がある。

○穴戸会長 本人が従事しているというのがまず一番大切なところですよ。ですから、今、従事日数というのが言われていますから。だから、まず、ボランティアを入れてやっ

ているのであれば、本人も従事、全部体力を使ってやるのではなく、畑に従事する日数というのが一番大切になるんじゃないかなと私は思うんですけども。

○植松委員 その辺の判断は難しいですね。本人の自己申告ですね。

○穴戸会長 難しいです。ですから、解釈してやるにしても、結局、従事日数というのは記録されているわけじゃないですか。ですから、そのところを、こうしなさいというのは、なかなか難しいところもありますけれども、畑はきちんと維持しているのであれば、従事日数をきちんとしていて、それでできないところをボランティアに頼むというのでしたら、問題というのではないとは私も思うのですが、どうでしょうか。

○高橋（拓）委員 ○○さんの農地ですと、申し訳ないですけども、私から見ると、従事しているというよりは、畑がどう使われて、どういうという部分は、全部把握しているし、そこら辺はわかるんですが、実際従事しているといった場合に、どうなのかなと……。だから、従事しているという線引きじゃないけれども、さっきの井出委員の話ではないですけども、その辺がすごく難しいラインというか。

ただ、相続税納税猶予という制度があり、それを前面に出して判断していくのか、それとも実際農業という部分を大事にしてやっていくのか。その辺のラインというんですか、だから、今、相続税納税猶予制度という制度があって、その枠の中で農業委員が見に行くと、一応農地がきれいである、きちんと耕作されているラインというのは確かにあるんですけども、そこで非常に矛盾を感じるなど、改めて今回は特に感じました。

○真鍋委員 相続税納税猶予がある中で、都市農地貸借円滑化法ができましたよね。今の1人従事者の日数についても、その貸借円滑化法で貸した場合に、これまでの従事日数より本当に10分の1ぐらいで見て証明書が出るという形に今なっているじゃないですか。だから、当初の制度と今どんどん変わってきて、1つの使い方とすれば、一生懸命畑をやっていたその方が高齢になり、跡継ぎの方がいらっしゃらない、そうしたら農地をみすみす手放すのかというときに、貸借円滑化法も使えますよということで農地を残していく。また道も広がったという解釈を私なんかはしているんです。そうであるならば、都市農地円滑化法に移行するのか、それともそのボランティアやいろいろな支援員さんたちの手を借りてやっていくのか。それは、先程言われた体験農園という形で私は一くくりにできると思うんです。

テーマは、私もちょっと感じるんですが、そのごく一部の方だけがお手伝いをして、そうじゃないとボランティアこないんだ、だから、できたものもみんなその人たちで分ける

というだけでは、やっぱり私は寂しいなと思ったんです。近所におすそ分けでもいいし、年に1回に芋煮会をやってもいいしとか、何か考えてくれたらうれしいなという気がするんです。

やっぱり農地を近隣の方々にも知ってもらって、貴重な財産だと思ってもらうことと、やっぱり裏には、相続税納税猶予という租税特別措置法という、特別に猶予しているんだという国のすごく重たいというのか、縛りがあるわけですよ。だから、それは、それを受けている人にとってはちゃんと理解、わきまえてもらいながら、特定の方だけの特定の農地という形にあまりにもなり過ぎると、ちょっと危惧を私は覚えました。

だから、農業委員さんたちが、その辺をうまく、地域と農地が一緒にうまくいくように、また都市農地貸借円滑化法であるとか体験農園であるとか、様々な制度が、昔ならば、相続税納税猶予を受けているところを人様に貸してお金もらっているのかという話が、今は可能になった社会なんですから、できたルールをうまく活用しながらやるということが今の流れなんじゃないですかね。

○穴戸会長 ほかに意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

畑としての現状という意味では証明書を発行してもいいと思いますが、営農形態の部分は、もう一回事務局と話し合いながら、先方にご説明するような形で、まず農地としては、私も、見たところ証明書を発行してもいいなという気持ちでいるんですが、それに対して皆様方の決を取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、証明書を発行することに賛成の方は、挙手をよろしくお願いします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

○穴戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見がございましたら、お願い

いたします。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っていく旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1件を審議いたします。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地には農業施設以外への転用には制限があります。生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または、主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能となった場合となるのですが、その証明を出す際に「主たる従事者証明」が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者だったことの確認を行っております。

それでは、資料No.3をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

○穴戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行す

ることといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての説明願の審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請3件について審議いたします。

事務局から説明お願いいたします。

○事務局 区が宅地化農地、生産緑地を区民農園として土地所有者から新規または継続してお借りする際の根拠となる法律が特定農地貸付法です。今回は、区民農園3園を新規開設するために借り受ける案件につきまして、ご審議をお願いいたします。

特定農地貸付法は、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が小面積の農地を市民農園として、都市住民等に短期間貸し付けることができるよう農地法の特例を定めた法律で、平成元年に成立しております。区民農園は、令和6年4月現在、22園951区画で運営をしております。1区画15㎡で、利用料金は1か月1区画当たり960円となっております。

それでは、資料No.4をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。

(事務局より、申請内容について説明)

備考欄でございますが、本件は無償の使用貸借であること、また貸借期間は令和6年10月1日から令和15年3月31日まで、貸借契約を結ばせていただくところでございます。ファミリー農園として借り受けるということで、審議をお願いいたします。

なお、現地調査につきましては、事務局で行わせていただいております。また、場所につきましては、次ページ以降に3か所の案内図を添付させていただいておりますが、これら3件全て生産緑地となっております。

事務局から以上でございます。

○穴戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 1㎡は900幾らですか。

○事務局 960円です。

○真鍋委員 そういうお話がありましたけれども、よく世田谷区は、駐車場等を担うときに、近隣の市場に影響を与えないように、それに近づける配慮をしていると聞いていますが、今、都市農地貸借円滑化法等ができて、区内にも民間の貸し農園があるわけですが、その料金とこのファミリー農園の料金、これについて合わせていこうというような考えや議論はされているのか伺います。

○事務局 今現在、世田谷区では使用料等の見直しを全庁的に行っており、改定に向けて、この区民農園の貸付利用料についても見直しの方向で検討しております。真鍋委員のご指摘のあった民間の貸出し農園が区内にも数か所ございまして、そちらについては、例えば駅からすぐ近くで利便性が高かったり、手ぶらで農園に行っても作業ができるとか、そういったプラスアルファのサービスも充実していると聞いております。

一方、区民農園につきましては、先程事務局から話がありましたように、無償でお貸しいただくというような制度としてありますので、フルサービスの民間の区民農園と全く同じように金額を上げていくことは難しいと考えております。区民農園ならではの様々な地域の方にご利用いただきたいといったこともございますので、同じような料金体制に合わせていくよりも、区民農園として、これまで960円で何とかやってきましたけれども、一方で全体的な委託料がここのところ物価上昇等によって上がっているという厳しい状況もありますので、そのあたりで幾らぐらいの上がり幅が適切かというのは、慎重に検討を進めているところです。

以上です。

○真鍋委員 分かりました。

○菊部委員 世田谷区では、まだまだ区民農園を増やしてく方向なのか、ちょっといいになってきたなみたいな感じなのか。回っていても、結構もう営農ができなくなってきたという相談を受けることがあるので、まだまだ余裕があるのか、場所にもよるだろうけれども、何かあれば。

○事務局 区民農園という性格ではありますが、私ども都市農業課が担わせていただいている側面としては、農地の保全という意味合いが非常に強くあります。ですから、今、菊部委員がおっしゃったように、現在営農されていて、だんだんそれが難しくなっていて、ただ、その農地を農地として残す一つ的手段としては、特定農地貸付によります区民農園の開設が、世田谷区ができる農地としての保全であります。そういったこともありまして、私ども、JAさんからかなり情報はいただくんですが、どうしても水道が引けるとか、公道と接道しているとか、やはり最低限の条件はありますし、あと日照問題とか、近隣とのトラブルがないとか、そういったところを勘案しながら、今年については3園ですけれども、予算化させていただいて、極力守っていきたいというふうには考えてございます。

ですから、今後も増え続けると、財政当局もなかなか予算的なところは言い難いとは思いますが、全庁的には、私どもが区民農園として貸借させていただくことについての方

向性の合意は取れているものと感じております。そのような形ですので、今、現状はＪＡさんから情報をいただくことが多いんですけれども、できるだけ、生産緑地、宅地化農地も含めて、営農が困難になったところのセーフティネット的にも頑張っていきたいとは思っておりますが、予算的なものは最終的にございます。そのような形でございます。

○穴戸会長 ご意見ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○穴戸会長 ほかにご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので承認させていただきます。

以上で特定農地貸付法に基づく承認申請の審議を終わります。

これをもちまして、次第４の議案の審議は終わります。

続きまして、次第５の協議事項に移ります。

（１）令和６年１０月の総会日程案について協議いたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 資料No.5をご覧ください。令和６年１０月の総会日程（案）についてでございます。

次回９月の総会開催日時につきましては、令和６年９月３０日月曜日午後３時から、会場は、本日と同じ、三茶しゃれなあどホールオリオンでの開催が決定しております。令和６年１０月の開催日時につきましては、１０月３１日木曜日午後３時から、会場は、区役所東棟９階第５委員会室での開催を予定しております。

以上ご協議をお願いいたします。

○穴戸会長 それでは、この日程についてご質問等がございましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○穴戸会長 総会の日程案については原案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○穴戸会長 それでは、原案どおりと決定いたします。

次に、（２）生産緑地取得斡旋依頼について協議いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.6の生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧下さい。

本件は、主たる従事者の死亡による買取申出となります。7月30日付で買取申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上となります。

○穴戸会長 それでは、この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご質問がないようですので、買取希望等がありましたら事務局までご連絡下さい。

次に、(3)一般社会法人東京都農業会議『第64回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦について協議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.7をご覧下さい。一般社団法人東京都農業会議『第64回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦について説明いたします。

まず、本件の概要について説明をさせていただきます。

一般社団法人東京都農業会議では、地域に即応した生活環境を整備し、近代的な技術を基に、創意工夫とたゆまぬ努力によって企業的経営を確立している先進経営者を顕彰することにより、経営発展を目指す農業者の具体的な目標とすることで東京農業の発展に資することを目的として、本顕彰事業を設けております。各JAに推薦いただいた候補者について、最終的に農業委員会が推薦するものでございます。

推薦基準といたしまして、過去7年以上都内農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている40歳以上の者であること、また年間農業収入が概ね500万円以上で、かつ農業部門で利益が生じていること等が要件として挙げられております。

なお、今回推薦のあった候補者につきましては、本日の総会で承認をいただければ、今後行われる書類選考、現地調査、審査会を経て受賞者として決定され、来年2月20日に実施される予定の東京都農業委員会・農業者大会において表彰される予定となっております。

今回、各JAにご協力いただく中で、JA世田谷目黒から〇〇〇〇さん、JA東京中央

千歳地区管内から〇〇〇〇さん、J A東京中央砧地区管内から〇〇〇〇さんをご推薦いただいているところでございます。

推薦内容につきましては、おのおの別紙にてご確認をいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○穴戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 意見がないようですので、企業的農業経営顕彰候補者の推薦については、案のとおり推薦することよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○穴戸会長 それでは、案のとおり決定いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(3)について、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 報告事項の1つ目は、内田農業振興会令和6年度『農業功労者表彰』候補者の推薦についてでございます。

本件につきましては、一般財団法人内田農業振興会から各J A宛てに推薦依頼がなされたものであり、最終的にJ A及び農業委員会会長の連名で推薦するものでございます。

推薦基準につきましては、2つございまして、1つ目が、農業の発展または振興に功労のあった方、2つ目が、農業後継者の育成に功労があった方と規定されております。今年度は、J A東京中央、J A世田谷目黒ともに推薦候補なしとのご報告をいただいております。

続きまして、資料No.8、令和6年度農地管理推進月間についてとなります。

平成21年の農地法の改正により、農地の所有者は農地を適正に管理する責務が規定され、それに伴い、農地法第30条に基づく農地パトロールが法制化されています。世田谷区農業委員会では、例年9月1日から10月20日を農地管理推進月間として、農業委員の皆様に農地パトロールをお願いしております。

なお、調査の詳細につきましては、総会終了後に、担当よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料No.9をご覧ください。ふれあい農園「リンゴのもぎとり」の開催です。

周知方法につきましては、９月１日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。

事務局からの報告事項につきましては、以上でございます。

○穴戸会長 報告事項(1)から(3)についてご質問がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 質問がないようですので、以上で次第６の報告事項を終了いたします。

続きまして、次第７のその他について、何かございますでしょうか。

○事務局 今ご案内させていただきましたとおり、農地パトロールの説明を行わせていただきます。また、あわせまして、肥培管理状況の判断事例について、現場の写真を用いて紹介をさせていただきたいと思います。公募委員と区議会議員以外の委員の皆様にはご参加をお願いいたします。なお、ご希望がありましたら、そのままお残りいただいても結構でございます。

事務局から以上でございます。

○穴戸会長 そのほかにはございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ほかにないようですので、以上で予定案件が全て終了いたしました。本日の農業委員会総会を終了いたします。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。

○浦野職務代理 (職務代理挨拶)

この議事録は、令和６年８月２９日（木）開催の第１３回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員